

奈良県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

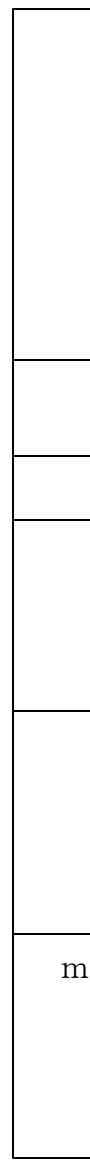
その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

| 区 間 | | 区域変更 の前後別 | | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|---|--------------|-----|---------------|-------------|--|
| 後 | 前 | B | A | | | |
| 吉野郡十津川村川津七 七八番三先から 吉野郡十津川村高津五 五番四先まで | | 七二・〇 | 九・七 | 七二・〇 | 八五〇・〇 | 丸瀬トンネル L 六一六・ 〇m 高津小橋 L 四八・〇 |
| | | 七二・〇 | 九・七 | 三五・〇 | 一五三〇・〇 | 丸瀬トンネル L 六一六・ 〇m 高津小橋 L 四八・〇 |
| | | 七二・〇 | 九・七 | 三五・〇 | 一五三〇・〇 | 丸瀬トンネル L 六一六・ 〇m 高津小橋 L 四八・〇 |



m